

マイナンバー

社会保障・税番号制度



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

概要資料

令和2年3月

内閣官房 番号制度推進室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

目次

1. マイナンバー制度の概要	2
2. 安全対策（セキュリティ）	14
3. マイナンバーカード（個人番号カード） ...	22
4. マイナポータル	44
5. 法人番号	63
6. 参考資料	68

1.マイナンバー制度の概要



マイナンバー制度は、 行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I

納税者番号 （納税改革）

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

社会保障番号 （給付改革）

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な
負担と給付

II

情報連携 （バックオフィス改革）

（平成29年7月～
試行運用開始
／11月～
本格運用開始）

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
- ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減（ペーパーレス）、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。

（例）

- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
- 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な
住民サービス

III

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ（プッシュ型）サービスが可能。（平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始）

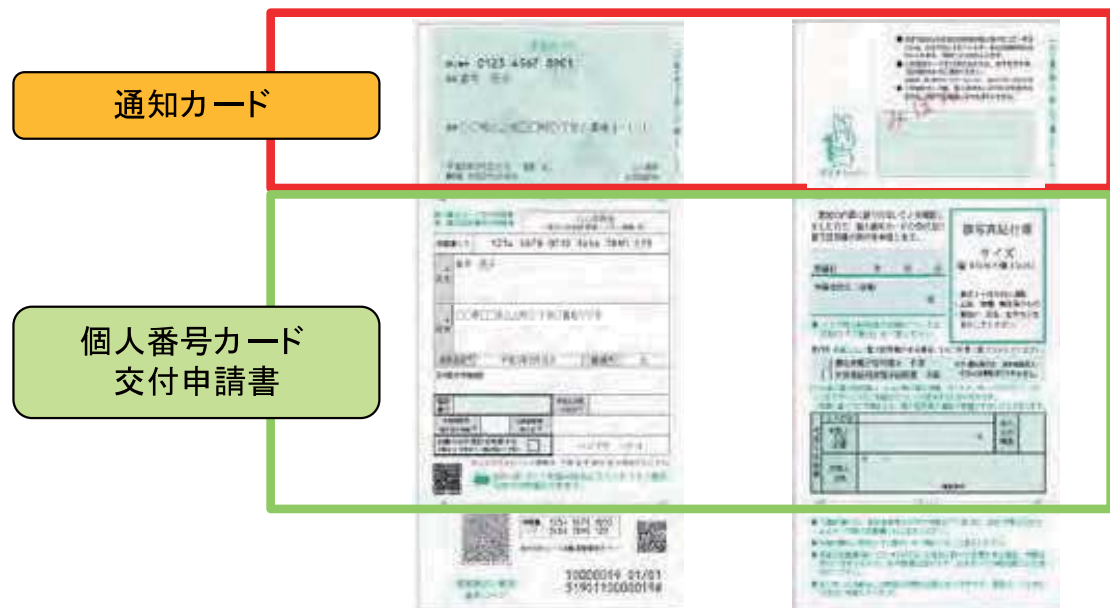
※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

マイナンバーは 国民の皆さま一人ひとりに通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
 - ※ 新たに誕生した子供にも、出生届を提出し、住民票登録がされた時点で、マイナンバーも作成・通知されます。（改めて申請する必要はありません。）
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが付番されます。



通知カード



【おもて面】

【うら面】

マイナンバーの利用シーン

ライフイベント別 マイナンバーの利用シーン

こんな時、
こんな場所で
使うんだよ！



学 生

奨学金の申請時に
貸与元の機関へ

アルバイトを
始める時にバイト先へ

就 職

源泉徴収票の作成や
雇用保険などの手続で勤務先へ

税の確定申告などの
時に税務署へ

結 婚
子 育 て

児童手当や出産育児一時金などの
申請時に市区町村や健康保険組合へ

パートを始める時に
パート先へ

退職後
など

福祉や介護の
手続で市区町村へ

資産運用の手続で
銀行や証券会社へ

他にもいろいろ！
こんな時にもマイナンバー

一生使う
ものだから、
大切にね！

雇用保険の
失業等給付の手続で
ハローワークへ

災害時の支援制度
を利用する時に
市区町村へ

生命保険、損害保険、
共済の受取時に
保険会社や組合へ

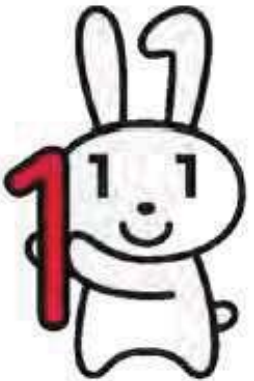
国外送金や国外から
受金する時に
銀行や郵便局へ

年金給付の手続に
日本年金機構へ

マイナンバーの利用範囲

(個人番号利用事務(法別表第一(第9条関係))

社会 保障 分野	年金分野	⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務
	労働分野	⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務
	福祉・医療・その他分野	⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務
	税分野	⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>
災害対策分野		⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u> ⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u>
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。		



マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。

※行政機関や民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる特定個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年1月から、預貯金口座への付番を開始。) (※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降6年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合、後期高齢者医療広域連合	・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

地方公共団体でマイナンバーを求められる主な手続き

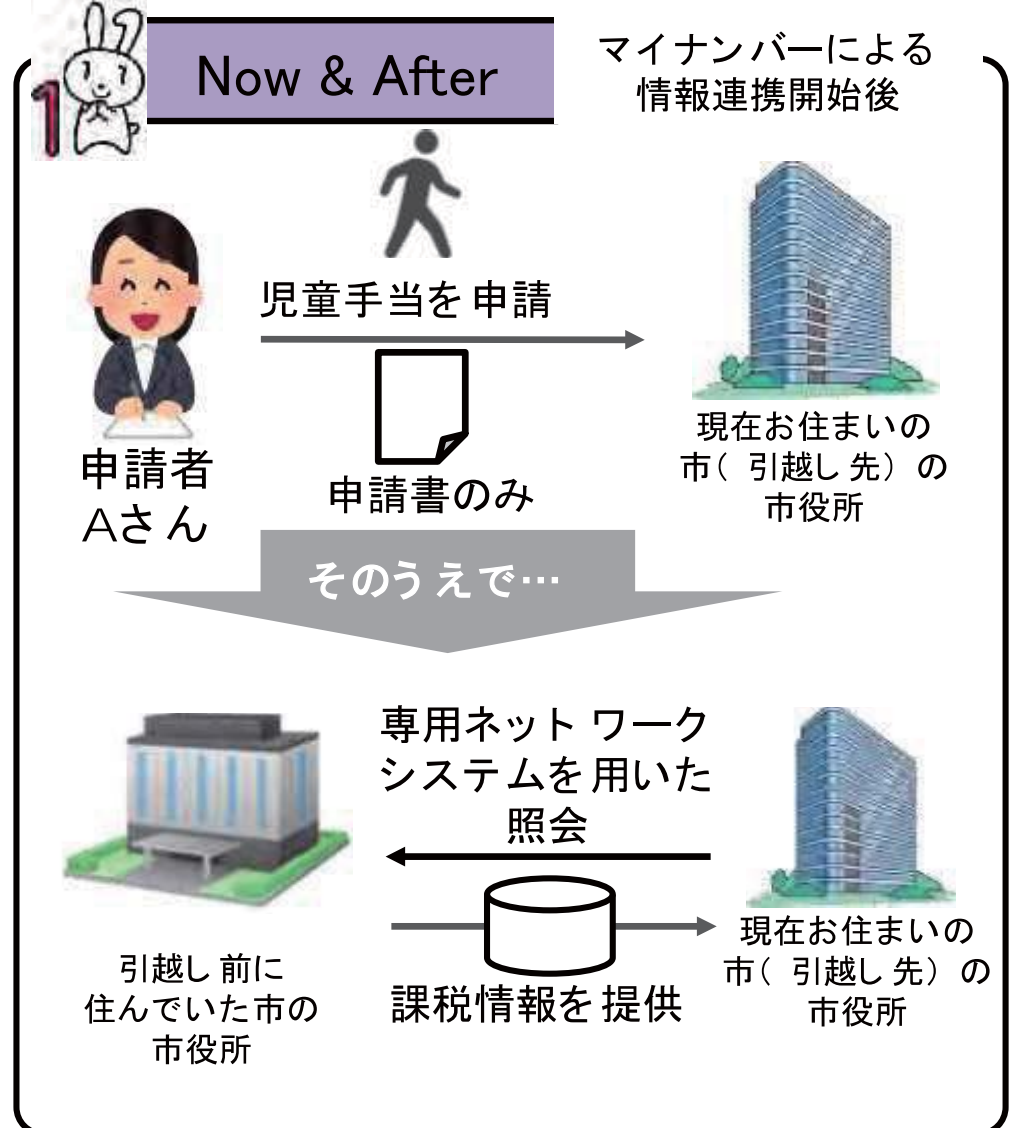
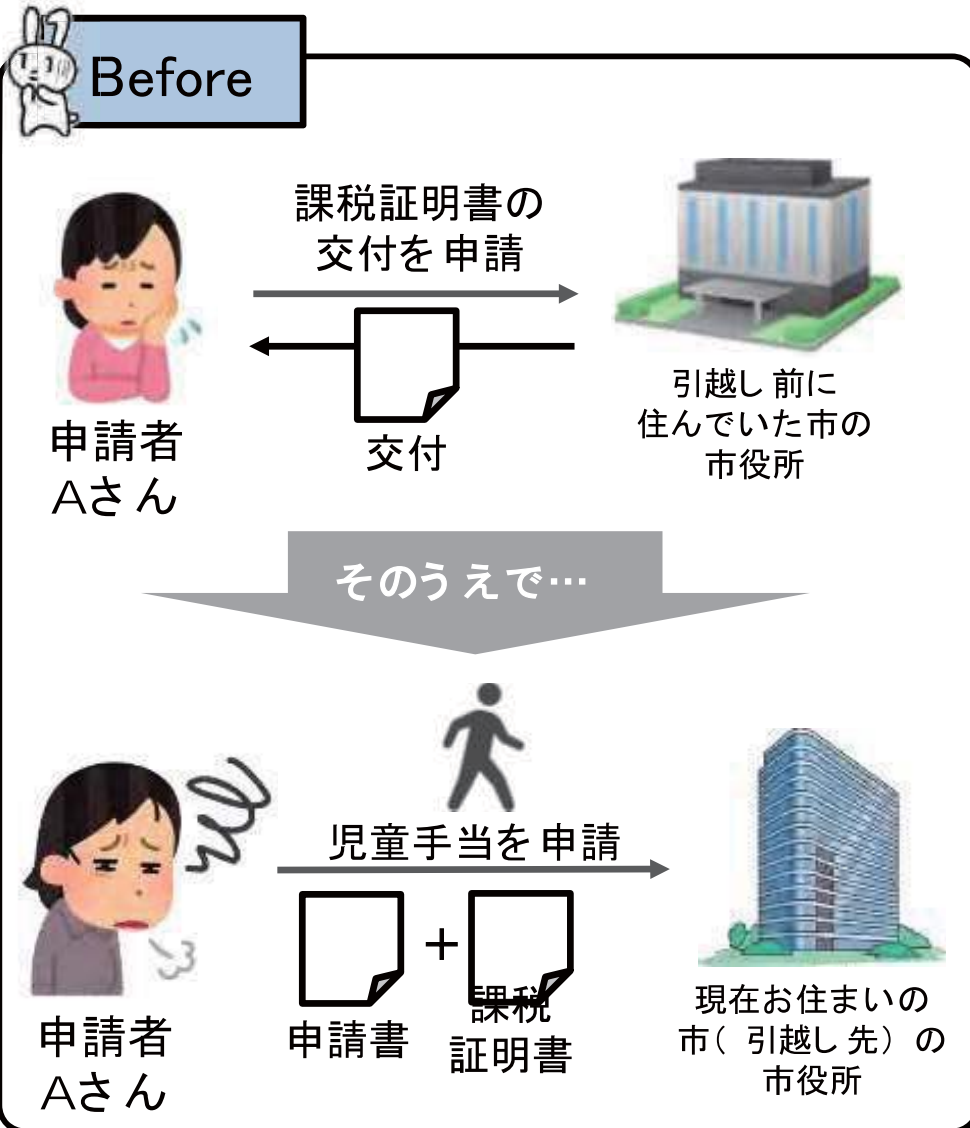
暮らし		介護・福祉	
住民票 戸籍	マイナンバーの提供は求められませんが、以下の手続きに伴い、記載事項の変更等が必要となりますので、通知カードまたはマイナンバーカードをご持参ください。 ※ 転入・転居・国外転出などの異動 ※ 戸籍届出の氏名などの変更	介護保険	要介護認定・更新・区分変更の申請、被保険者証等の再交付の申請、負担割合証の再交付の申請 負担限度額認定の申請、負担限度額認定証の再交付の申請、高額介護サービス費の支給申請、特定福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請
市営住宅	市営住宅への入居申請 市営住宅入居者による収入申告	福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請 生活保護の申請
税金		保険・医療	
市民税	市・県民税申告書の提出 ※ 給与支払報告書の提出 ※ 公的年金等支払報告書の提出 ※ ※注：平成28年分以降の所得に係る申告書から適用	国民健康保険	加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請
軽自動車税	軽自動車税減免申請書の提出	後期高齢者医療	加入（75歳到達の人を除く）・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受領証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請
固定資産税	相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出		
子育て			
給付や 届出	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請		
	幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業の利用申し込み		
	未熟児養育医療の給付申請		
	小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請		
	妊娠の届出		

※ 上記の手続き以外にもマイナンバーが必要になる場合があります。

※ 手続きによってマイナンバーの記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各地方公共団体の担当部署までお問い合わせください。

マイナンバーによる情報連携とは

「マイナンバーによる情報連携」とは、行政手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）を省略可能とするため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。



(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【 年金関係手続以外 】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書			障害者手帳
		住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	住民票
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書			課税証明書
		雇用保険受給資格者証			生活保護受給証明書
		障害者手帳			特別児童扶養手当証書
		課税証明書			障害者手帳
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	住民票	介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票
		課税証明書			住民票
		生活保護受給者証明書	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	課税証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票			生活保護受給証明書
		課税証明書		健康保険組合等	住民票
		特別児童扶養手当証書			住民票
		障害者手帳	出産育児一時金の申請 (健康保険法)		課税証明書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	生活保護受給証明書
		雇用保険受給資格者証			障害者手帳
		児童扶養手当証書			
		特別児童扶養手当証書			

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続】

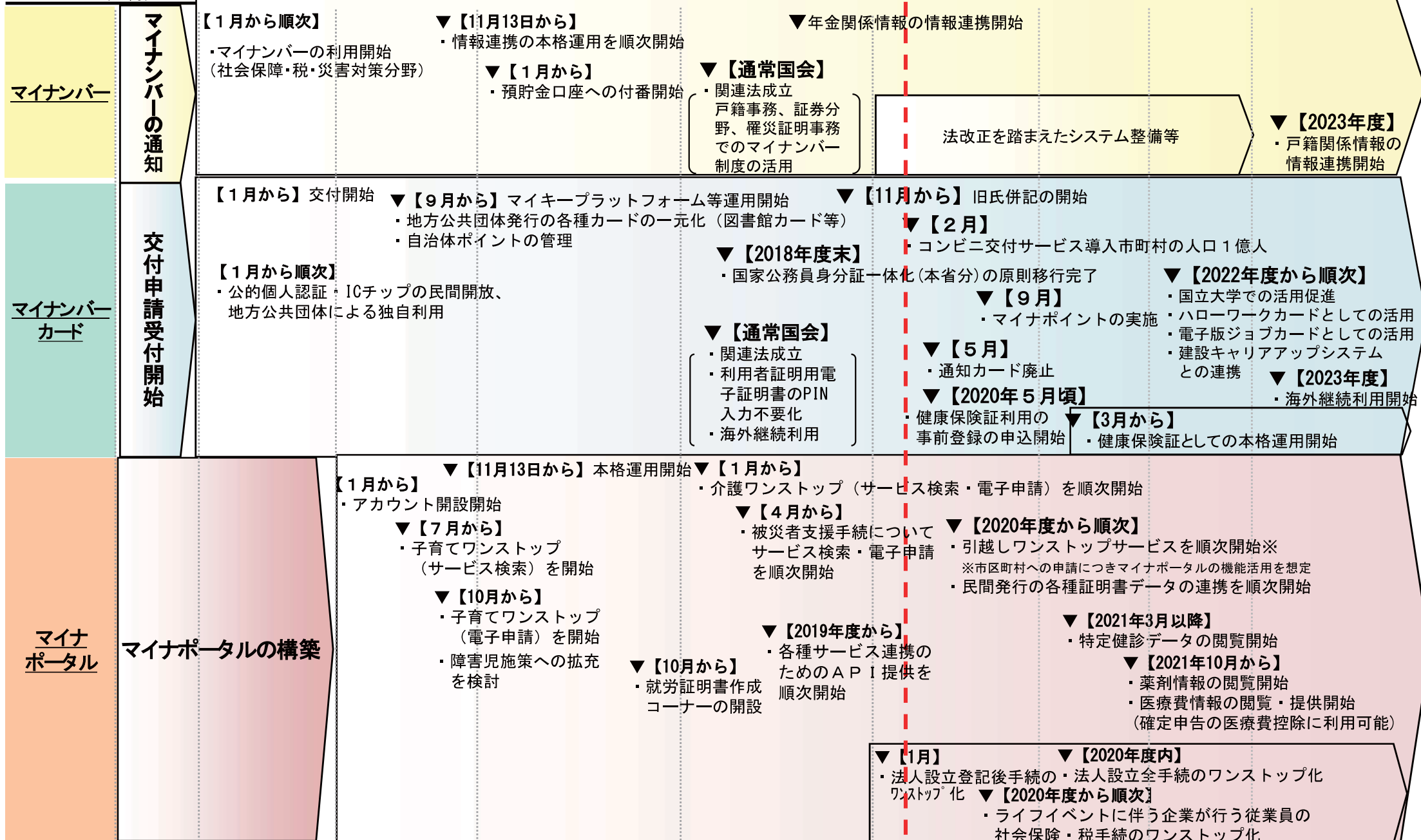
申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票	児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		課税証明書			年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
各種年金の裁定請求 (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
		課税証明書	生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書
年金受給者の各種届出の審査(年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届) (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
		課税証明書	精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・ 政令指定都市	年金証書
障害基礎年金(20歳前の傷病によるもの)受給者の所得確認 (国民年金法)	日本年金機構	所得状況届			年金振込通知書

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R2.3月現在

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 2021年 (R3年) 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント関係会議(令和元年6月4日)決定」等を基に内閣官房において作成。

2. 安全対策（セキュリティ）



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
- ② マイナンバー法（※）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
- ④ 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
- ⑤ 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。



※ マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）と②手続きを行っている者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元(実存)確認）を行います。

マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元(実存)確認を行います。



番号確認



マイナンバーカード

通知
カード

or

住民票の写し
(マイナンバー付き)

等



運転
免許証

or

パス
ポート

等



※上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で作
成したファイルの確認



等

※上記が困難な場合は、
健康保険の被保険者証と年金手帳など
の2以上の書類の提示

等

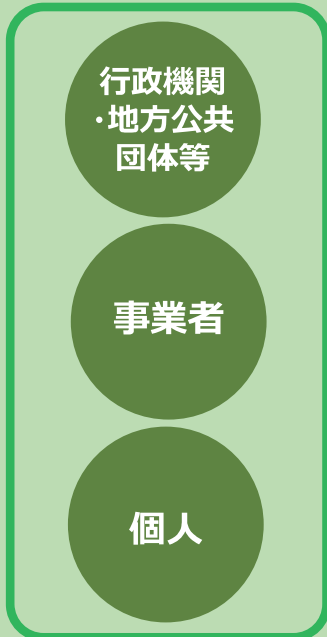
※雇用関係にあるなど、人違いでないこと
が明らかと個人番号利用事務実施者が
認めるときは、身元(実存)確認書類は
要しない

個人情報保護委員会について

【任務】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

【マイナンバー法関係】



監視・監督

* 個人情報保護法は委員会が所管。
(マイナンバー法は内閣府が所管。)

個人情報保護委員会

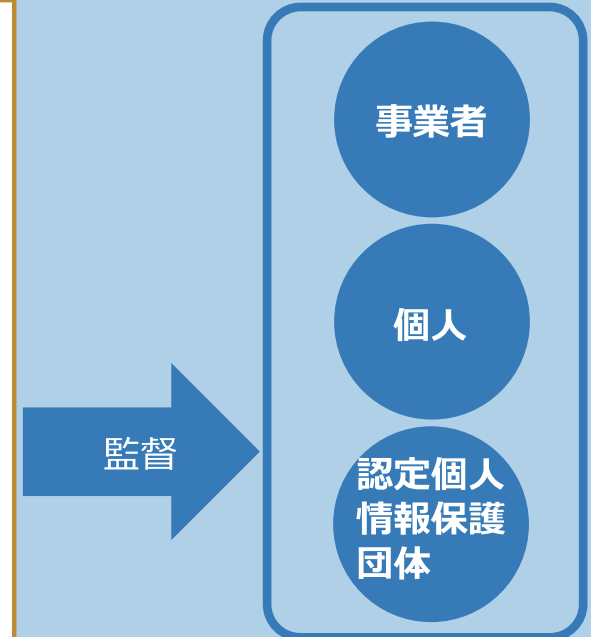
個人情報保護に関する
基本方針の策定・推進
広報啓発

国 際 協 力

監 視 ・ 監 督 等

苦 情 あ っ せ ん

【個人情報保護法関係】



監督

監視・監督

【行政機関個人情報保護法等関係】

※非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

行政機関

独立行政法
人

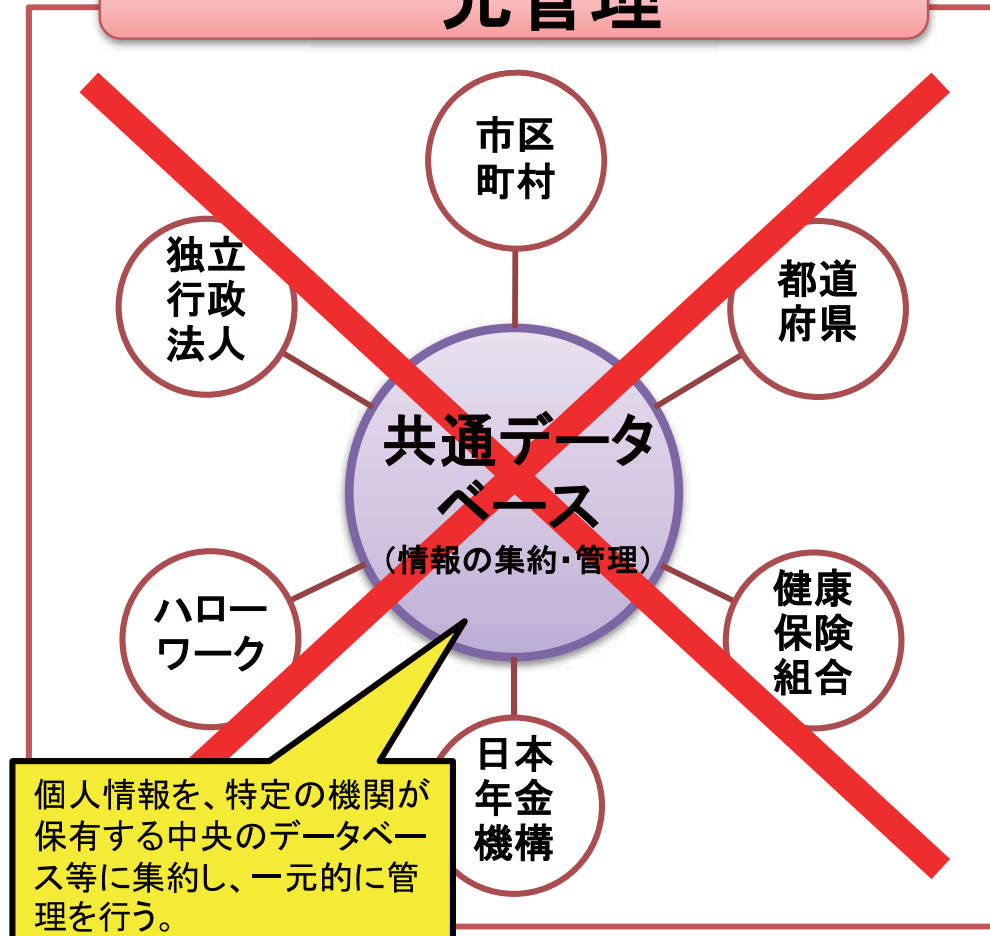
マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることがあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	<u>国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることがあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることがあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

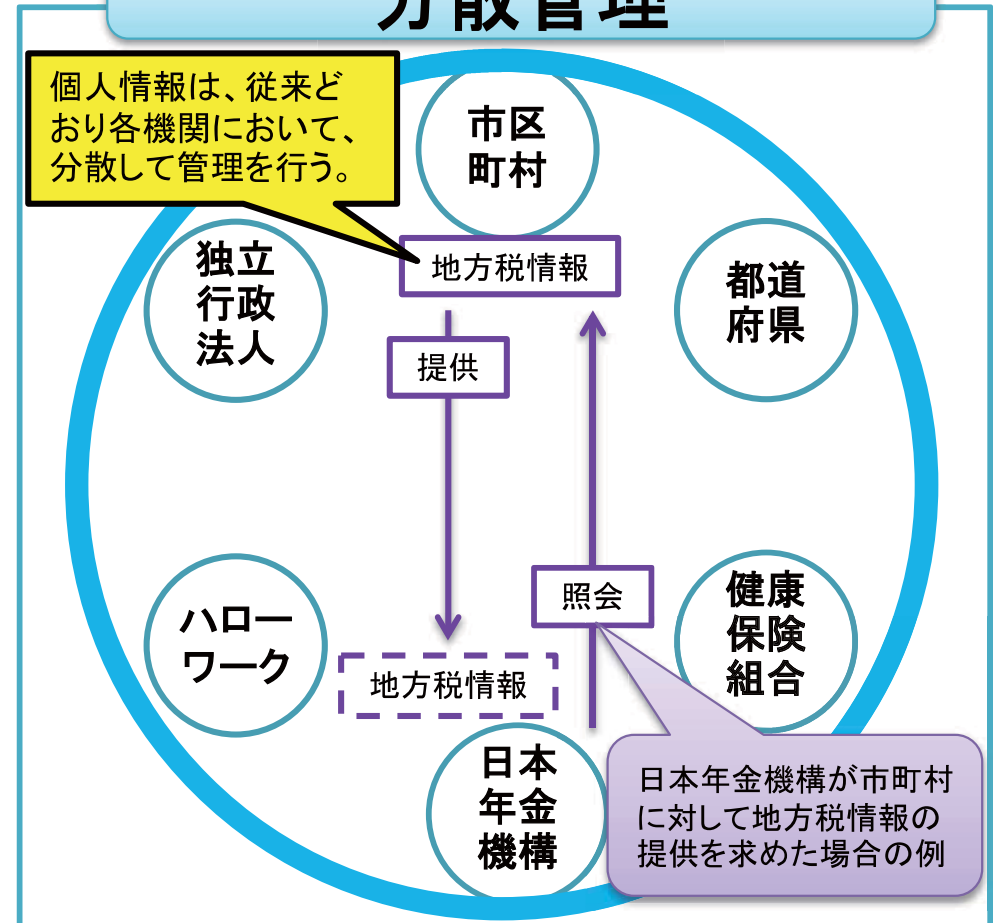
マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

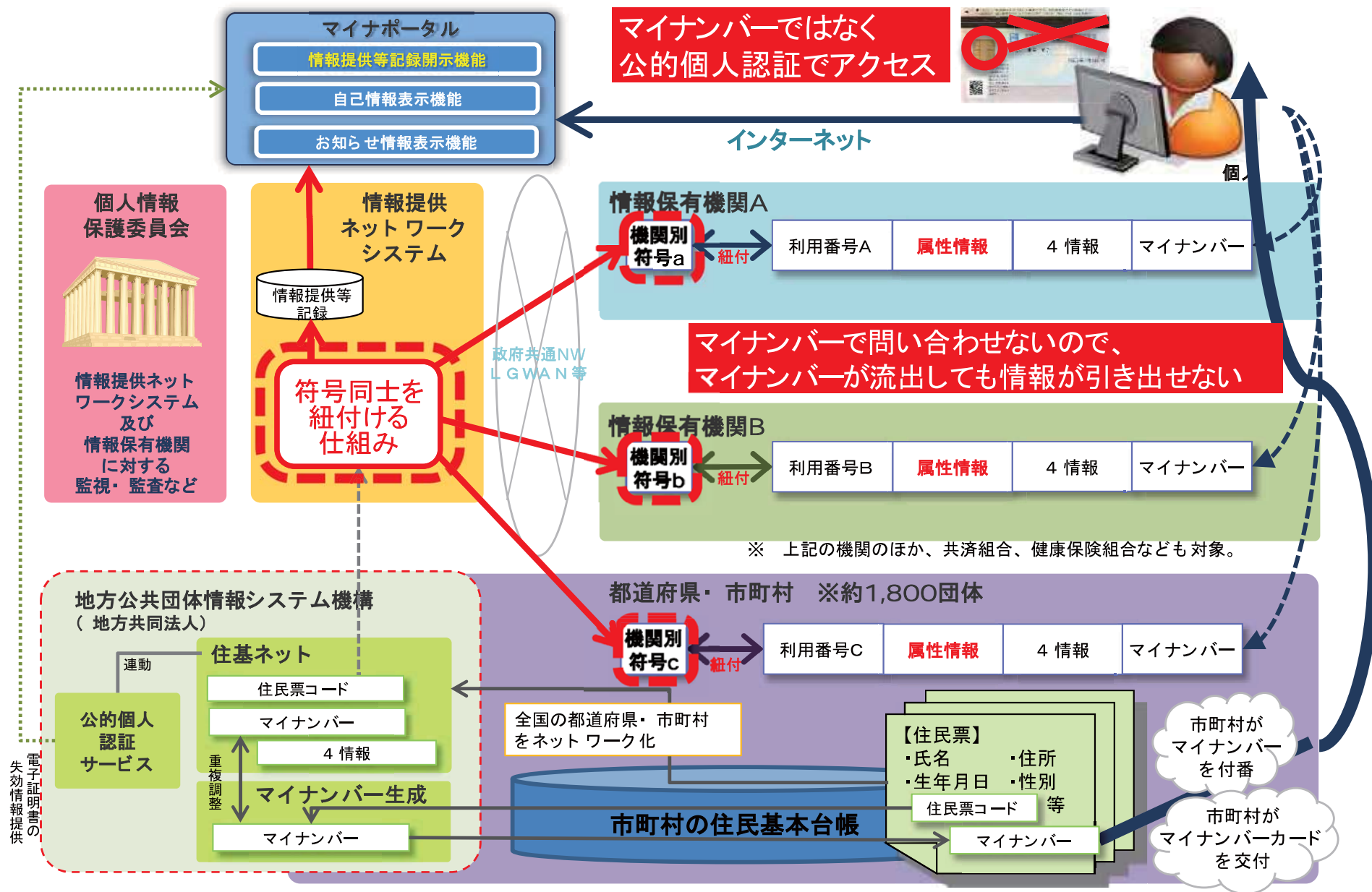
一元管理



分散管理



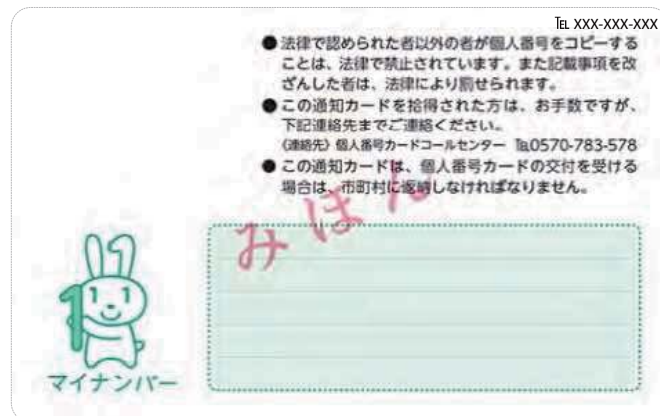
情報連携により 国民の負担軽減が実現します。



3. マイナンバーカード（個人番号カード）



通知カード



マイナンバーカード(個人番号カード)



- ・ 紙のカード（写真なし）、マイナンバーカードを受け取るときには市町村に返還
- ・ 有効期限はなし
- ・ 番号確認のみ可能（別に運転免許証など写真付き身分証明書などが必要）
- ・ 一般の身分証明書としては使用できない

- ・ プラスチック製のカード（写真付き）
- ・ 初回交付は無料
- ・ 有効期限は10年（20歳未満は5年）
※外国人住民については有効期限が異なる場合がある。
- ・ 番号確認と身元(実存)確認が1枚で可能
- ・ 一般の身分証明書として使用可
- ・ ICチップを使った様々な便利な機能（自分で設定する暗証番号が必要）
※電子証明書の有効期限は年齢に関係なく5年

「マイナンバーカード」は、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

表



カードの
券面記載事項

電子的な本人確認

✓インターネット等により、

どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、

海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には

AI その他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

➡ Society 5.0時代の必須ツール

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードの安全性

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、
ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていない

- ✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されない。



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き身分証明書等での
本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用には
マイナンバーは使われない

マイナンバーとマイナンバーカードの違い

マイナンバー  マイナンバーの通知カード	マイナンバーカード  マイナンバー ICチップ
○ 全住民1人につき、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。  住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、以下の措置を講じて制度化 ○ 利用主体や利用範囲を法律で限定(税・社会保障・災害対策の3分野で個別に規定)。 ○ 情報を一元管理する仕組みとしない。 漏洩防止、法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に管理 ○ なりすまし防止のため、本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を義務付け。 ※ 現在、5地裁においてマイナンバー違憲訴訟が係争中(横浜、名古屋、東京地裁は国側の勝訴判決)	○ マイナンバー使用時の本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を1枚で行えるようにした、顔写真付きのカード。  本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付 ○ 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。 ○ ICチップ内に搭載された電子証明書により、マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認が可能。 ○ 電子証明書やICチップの空き領域は民間活用も可能。

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)
のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名 霞 太郎
生年月日 ○年○月○日
性別 男
住所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号 S1111
発行年月日 ○年○月○日
有効期間 ○年○月○日
発行者 機構
署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 ○年○月○日
有効期間 ○年○月○日
発行者 機構
利用者証明用公開鍵

民間も活用が幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードのアプリの概要

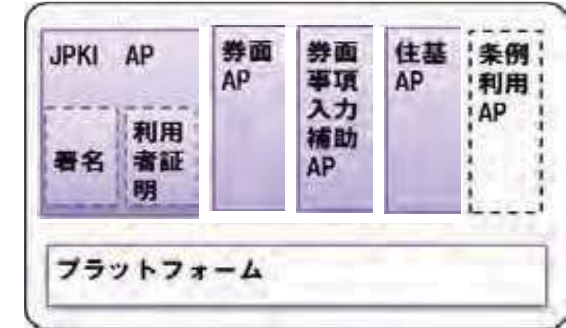
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKI-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6～16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 ※記録する情報は、 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像	○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 顔写真付き身分証として活用
- 旧氏の併記も可能に (R元.11月～)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大 (R2.2月対象人口: 10,035万人)
- ⇒ R4年度末には、対象人口1.1億人を目標に取組を更に拡大

職員証としての利用

- 国家公務員 (H28.4)、徳島県庁 (H29.6)での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用 (TKC, NEC, NTTcom, 内田洋行が活用)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

マイナポータル

- マイナンバーに関する行政機関での自分の情報のやりとり等の確認が可能に (H29.11～)
- 子育て関連手続の申請等をワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供 (H29.11～)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用 (R元.11月 大臣認定事業者14社)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

スマートフォンでの利用

- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中
Android: 119機種が対応。(R2.3月)
iPhone: 11機種※iPhone7以降

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始 (R3.3月～予定)
- 医療機関等での特定健診情報 (R3.3月～予定) や服薬履歴の閲覧 (R3.10月～予定) 等にも活用

マイナポイントによる消費活性化策

- R2.9月～マイナンバーカードを活用した消費活性化策 (マイナポイント) を実施

海外利用

- マイナンバーカードの海外利用が可能に (R6年度目処)
- 実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現 (検討中)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用 (特定複合観光施設区域整備法第70条)

各種カード等のデジタル化等

- デジタル・ガバメント実行計画における工程表に沿って推進 (R元.12.20閣僚会議決定)
お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、e-Tax (各種申告書への自動入力等) 等

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード 1 枚で様々なことが可能に

コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約55,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和2年2月3日時点	706	10,035万人
令和元年度末見込み	744	10,351万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・措置率1/2 上限額6,000万円
- ・措置期限 令和4年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 令和4年度末の対象人口 1.1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(4~12月)
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,227	1,630,834
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577	21,233
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,862	1,288,950
税	46,253	87,051	175,996	255,328	273,634
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234	209,487
附票	2,951	5,714	11,869	17,575	18,227
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803	3,442,365

マイナンバーカード

住民

コンビニ等
(約55,000箇所)

市町村
(約1,740箇所)

証明書
交付センター

証明書発行サーバ

J-LIS

証明書裏面の
偽造防止情報
も付加

証明書情報を作成

証明書を交付

● 取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約55,000店舗で交付を受けられる

市区町村の参加状況

(令和2年2月3日現在)

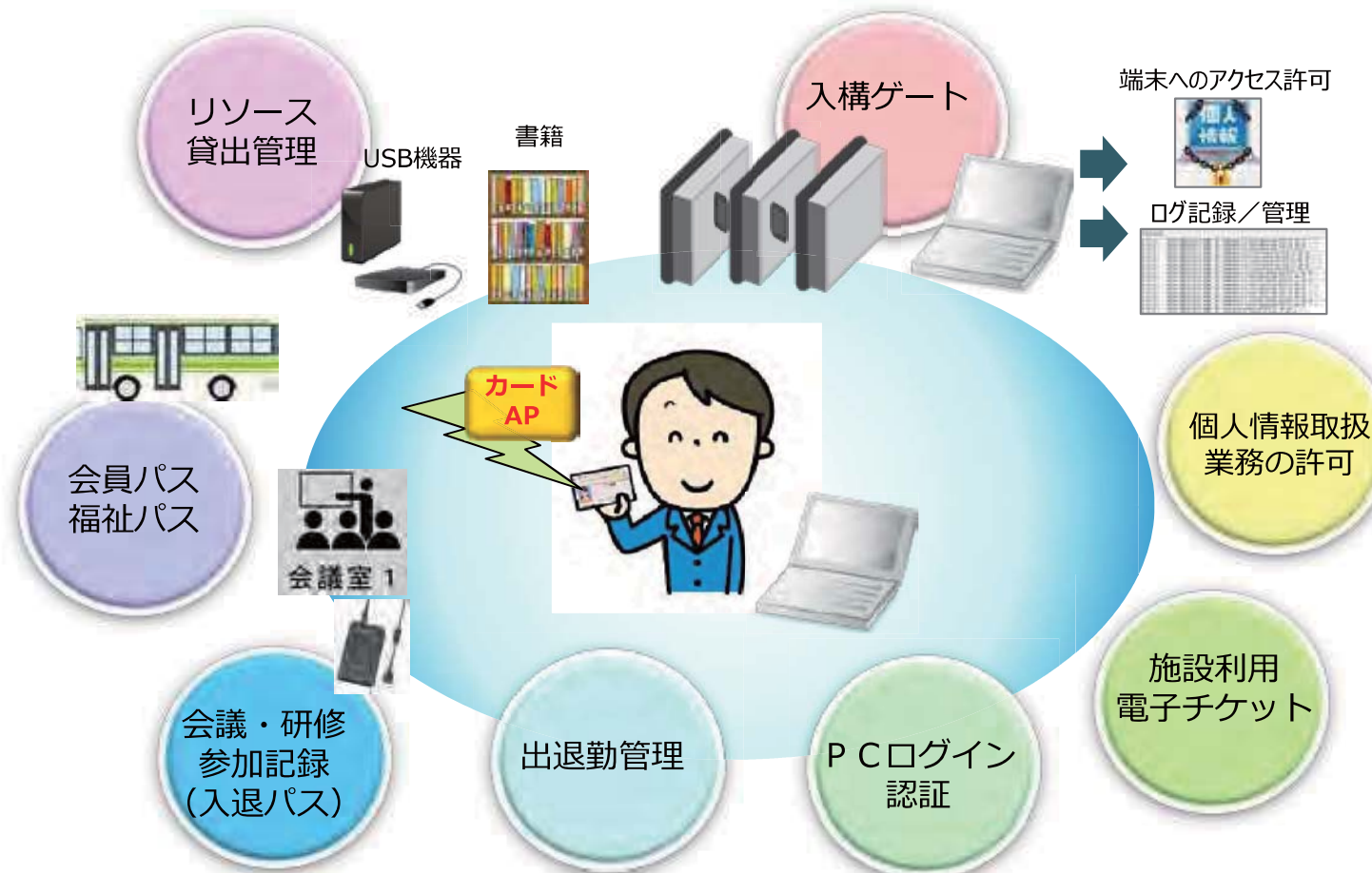
都道府県	団体数	参加数	参加団体	都道府県	団体数	参加数	参加団体
北海道	179	18	札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 帯広市 北見市 岩見沢市 苫小牧市 江別市 千歳市 恵庭市 伊達市 石狩市 七飯町 上富良野町 幌延町 音更町 中標津町	滋賀県	19	18	大津市 彦根市 長浜市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
青森県	40	1	八戸市	京都府	26	9	京都市 亀岡市 城陽市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町 精華町
岩手県	33	9	盛岡市 宮古市 花巻市 久慈市 一関市 奥州市 紫波町 矢巾町 山田町	大阪府	43	29	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 東大阪 泉南市 四條畷市 交野市 熊取町
宮城県	35	14	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市 利府町 大和町 南三陸町	兵庫県	41	29	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 丹波市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町
秋田県	25	7	秋田市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 仙北市	奈良県	39	18	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 田原本町 上牧町 王寺町 広陵町
山形県	35	6	山形市 鶴岡市 酒田市 長井市 天童市 東根市	和歌山県	30	6	和歌山市 海南市 橋本市 田辺市 紀の川市 白浜町
福島県	59	23	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 矢吹町 棚倉町 石川町 浅川町 三春町 楡葉町 富岡町 大熊町 双葉町 葛尾村	鳥取県	19	3	鳥取市 米子市 琴浦町
茨城県	44	34	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 龍ヶ崎市 常総市 笠間市 取手市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 守谷市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東海村 大子町 美浦村 阿見町 八千代町 五霞町 境町 利根町	島根県	19	6	松江市 浜田市 出雲市 益田市 安来市 雲南市
栃木県	25	21	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 下野市 上三川町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 高根沢町 那須町	岡山県	27	13	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 総社市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 浅口市 和気町 早島町 里庄町
群馬県	35	8	前橋市 高崎市 伊勢崎市 沼田市 富岡市 嬬恋村 東吾妻町 玉村町	広島県	23	10	広島市 呉市 三原市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 府中町 海田町 熊野町 世羅町
埼玉県	63	33	さいたま市 川越市 熊谷市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 幸手市 吉川市 伊奈町 三芳町 小栗野町 寄居町 宮代町 杉戸町	山口県	19	12	下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 柳井市 美祢市 周南市 周防大島町
千葉県	54	31	千葉市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 印西市 白井市 南房総市 匝瑿市 香取市 山武市 栄町 神崎町 芝山町 横芝光町	徳島県	24	8	徳島市 鳴門市 阿南市 美馬市 三好市 松茂町 藍住町 板野町
東京都	62	47	全23区 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市	香川県	17	9	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 琴平町 多度津町 まんのう町
神奈川県	33	23	横浜市 川崎市 相模原市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 葉山町 大磯町 大井町 松田町 山北町 開成町 真鶴町 湯河原町	愛媛県	20	5	松山市 宇和島市 伊予市 東温市 松前町
新潟県	30	12	新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市	高知県	34	0	(大豊町 土佐町 仁淀川町 ※2月4日サービス開始予定)
富山県	15	4	高岡市 氷見市 南砺市 射水市	福岡県	60	28	北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 飯塚市 柳川市 八女市 行橋市 春日市 宗像市 古賀市 福津市 みやま市 糸島市 那珂川市 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 大刀洗町 福智町 荏田町 みやこ町 上毛町
石川県	19	10	金沢市 七尾市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 能美市 津幡町 宝達志水町 中能登町	佐賀県	20	8	佐賀市 鳥栖市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町
福井県	17	10	福井市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町	長崎県	21	5	長崎市 佐世保市 大村市 西海市 長与町
山梨県	27	12	甲府市 富士吉田市 山梨市 韮崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 富士川町 忍野村 富士河口湖町	熊本県	45	12	熊本市 八代市 人吉市 山鹿市 菊池市 宇土市 宇城市 阿蘇市 大津町 菊陽町 嘉島町 益城町
長野県	77	35	長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南牧村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 宮田村 阿智村 大桑村 木曽町 山形村 山ノ内町	大分県	18	6	大分市 中津市 日田市 佐伯市 宇佐市 国東市
岐阜県	42	9	岐阜市 大垣市 高山市 関市 羽島市 各務原市 可児市 瑞穂市 下呂市	宮崎県	26	9	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 西都市 えびの市 川南町
静岡県	35	28	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町	鹿児島県	43	11	鹿児島市 鹿屋市 出水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 南さつま市 奄美市 南九州市 始良市 肝付町
愛知県	54	26	豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 常滑市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 清須市 北名古屋 市 みよし市 長久手市	沖縄県	41	14	那覇市 宜野湾市 石垣市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 読谷村 北谷町 南風原町 八重瀬町
三重県	29	17	四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 いなべ市 志摩市 伊賀市 木曽岬町 東員町 菰野町 川越町 明和町 玉城町 紀北町	合計	1,741	706	対象人口 10,035人

※市区町村名は、左から建制順に記載

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

●御興味のある方はこちら ⇒ [マイナンバーカードアプリケーション搭載システム](#)で検索

NTTコミュニケーションズ株式会社によるマイナンバーカードの利用

社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用

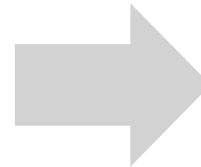
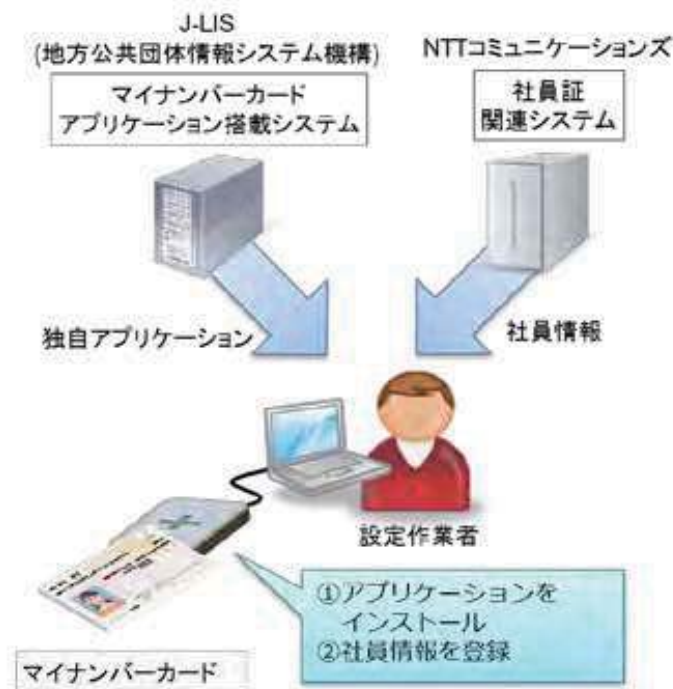
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

<利用開始時期> 2019年1月

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

（ICチップの利用開始準備）



徳島県の実施事例

- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明



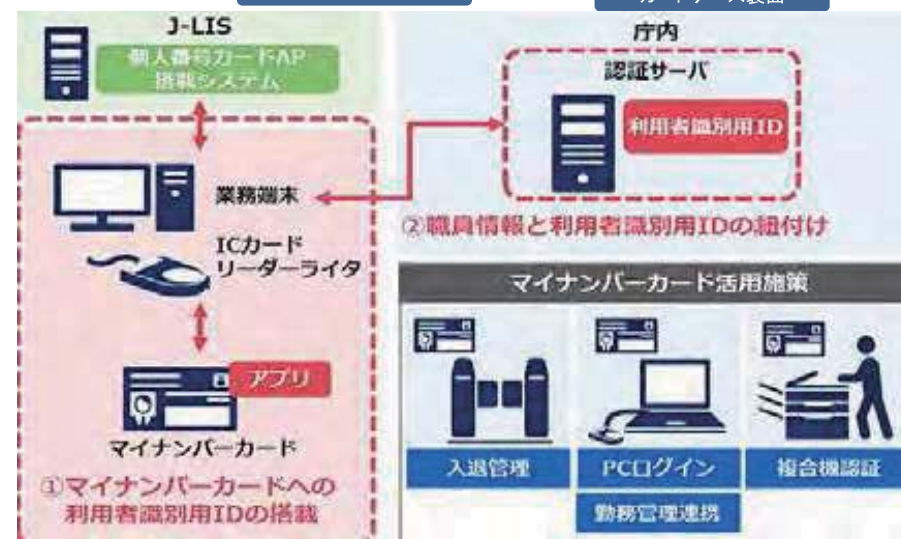
職員証



カードケース裏面

2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



※徳島県は上図の「複合機認証」は実施していない。

公的個人認証サービス(電子証明書の利用)の概要について

- インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。(公的個人認証法)
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者33社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者19社)がサービスを提供 ※令和2年1月14日現在

<金融機関等の口座開設時の例>

【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等必要書類を添付して、金融機関へ郵送



郵送コスト、
タイムラグが発生！

<公的個人認証サービス 利用によるメリット>

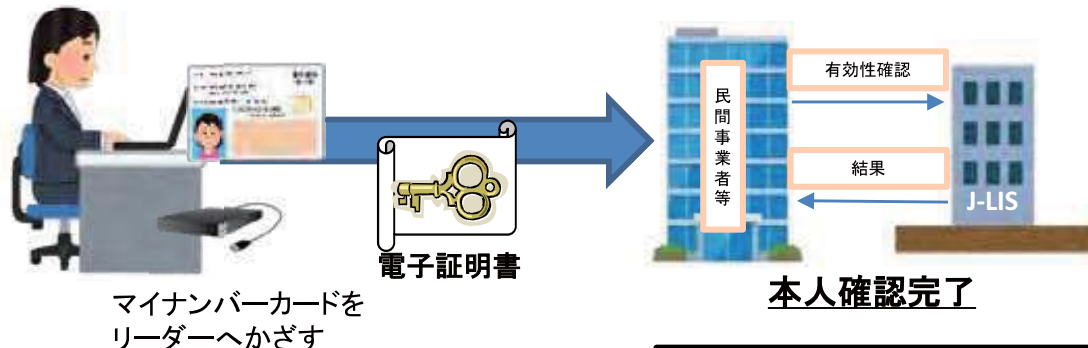
安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログイン
に比べ、格段に強固なセキュリ
ティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発
行が省略可能)

【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



安価で即時に
サービスの利用可！

●御興味のある方はこちら⇒

民間事業者が公的個人認証サービスを利用するメリットで検索

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。

○:大臣認定事業者 ・:大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

事業者名	公的個人認証の活用事例	事業者名	公的個人認証の活用事例
○日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認(実証事業)	○サイバートラスト(株)	プラットフォーム
○ICTまちづくり共通 プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧	・(株)シーイーシー	子育てワンストップ支援
○NTTコミュニケーションズ(株)	プラットフォーム	・大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携)
・一般社団法人 酒田地区薬剤師会	調剤情報の共有サービス	・(株)ジャパンネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
○(株)NTTデータ	プラットフォーム	・(株)TRUSTDOCK	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エスクロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約	・(株)ネクスウェイ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日本郵便(株)	電子レターの受取り(MyPost)	・(株)LogicLinks	MVNOサービスの契約
・auカブコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・パーソナルキャリア(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・(株)グラファー	オンラインでの本人確認サービスの提供
○GMOグローバルサイン(株)	プラットフォーム	・(株)blockhive	オンラインでの本人確認サービスの提供
・GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設	○(株)野村総合研究所	プラットフォーム
・(株)ゲットスターグループ	携帯電話のレンタル契約	・野村證券(株)	オンラインでの証券口座開設
・共同印刷(株)	オンラインでの金融機関等口座開設	○凸版印刷(株)	プラットフォーム
		・(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
		・トッパン・フォームズ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
		○(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
		○日本医師会	HPKIカードの発行
		○(株)日立製作所	健診情報閲覧時の本人確認
		○日本電気株式会社	プラットフォーム
		○(株)パイブドビッツ	オンラインでの金融機関等の口座開設
		○(株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス

公的個人認証サービス 民間利用事例① 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

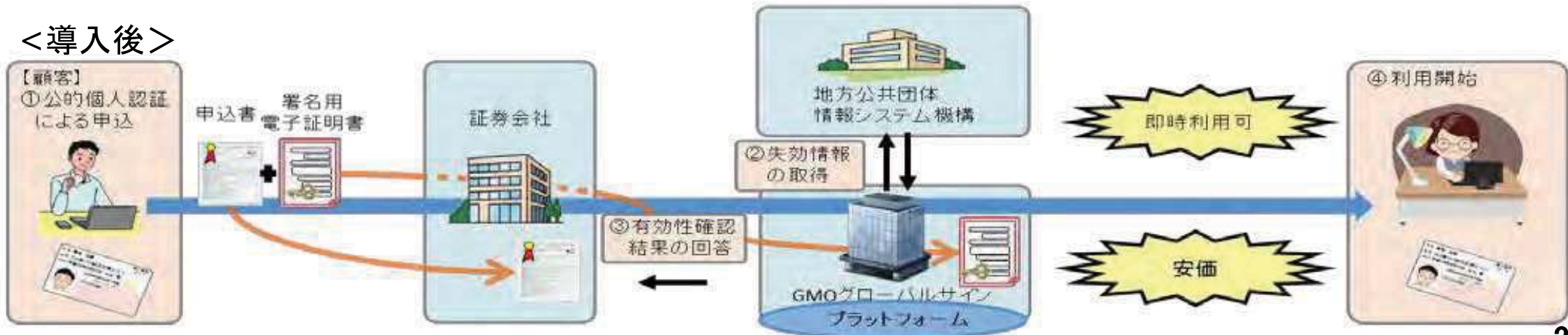
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例② 住宅ローン契約手を電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

＜従来の住宅ローンの契約の方法＞

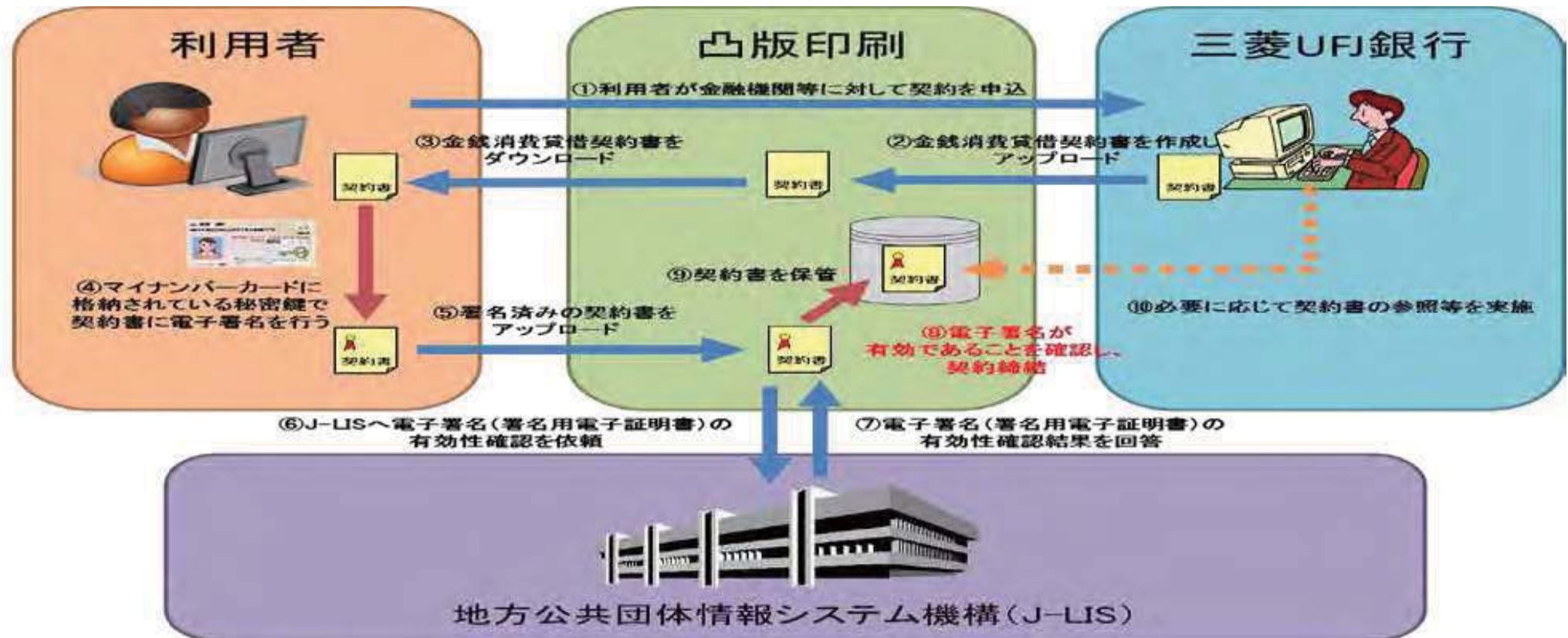
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

＜公的個人認証サービスの利用＞

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

＜サービス開始日＞ 2017年5月1日 ※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始



マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン一覧

対応スマートフォンの機種数
(2020年3月13日現在)

Android 119機種※事業者ごとに計上
iPhone 11機種※iPhone7以降対応

Android

2020年

【シャープ製】

ドコモ1機種、au1機種、ソフトバンク1機種、
MVNO 2機種



【サムスン製】

楽天モバイル 2機種



【Google製】 Pixel 6機種



iOS (iPhone)

2019年

【Apple製】 iPhone11機種



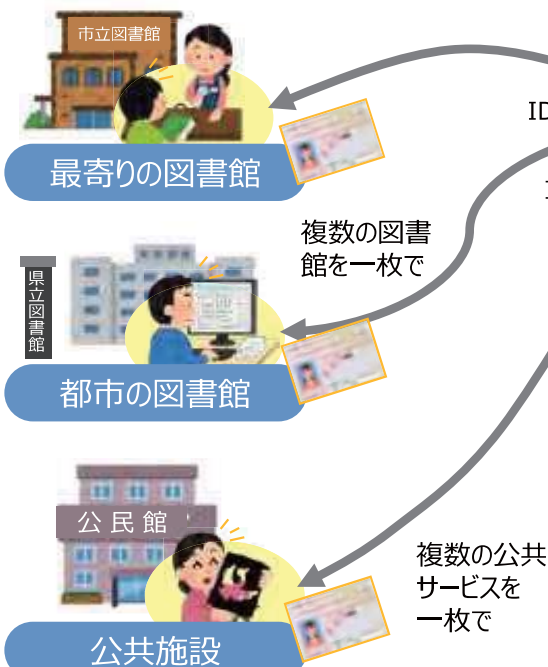
2016年からの対応スマートフォンは以下のとおり (数字は機種数)

- ・2016年 【シャープ製】ドコモ1、au2、ソフトバンク1、MVNO1 【富士通製】ドコモ2
- ・2017年 【シャープ製】ドコモ2、au3、ソフトバンク3、Y!mobile1、UQ3、J:COM1、MVNO2 【富士通製】ドコモ4 【ソニー製】ドコモ2、au1、ソフトバンク1
- ・2018年 【シャープ製】ドコモ2、au2、ソフトバンク2、Y!mobile1、UQ1、MVNO2 【富士通製】ドコモ2 【ソニー製】ドコモ4、au3、ソフトバンク2 【サムスン製】ドコモ4、au3 【トリニティ製】SIMフリー1
- ・2019年 【シャープ製】ドコモ2、au3、ソフトバンク3、楽天モバイル2、MVNO3、UQ1、Y!mobile1 【富士通製】ドコモ1、ソフトバンク1、法人向けSIMフリー2、Y!mobile1
【ソニー製】ドコモ3、au3、ソフトバンク2、楽天モバイル1、Y!mobile1、UQ1 【サムスン製】ドコモ5、au5、UQ2、JCOM1 【京セラ製】au2、Y!mobile1

マイキープラットフォーム構想（現在稼働中）

1 マイナンバーカードをさまざまな地域のカードの代わりに！

サービス毎に発行していたカードを集約し、コスト削減と住民の利便性向上に



- ・図書館利用カード
- ・区民ひろば利用カード
- ・体育館利用カード
- ・美術館利用カード
- ・商店街利用カード
- ・スポーツ施設利用カード
- ・公共交通利用カード
- ・駐輪場利用カード
- ・生涯学習講座受講カード 等

共同利用のシステム

自治体は個別にシステムを整備しなくても、オンラインでアカウントを設定すれば利用可能に

ID連携システム

マイキープラットフォーム

IDの管理・連携

ポイント管理システム

自治体ポイント管理クラウド

自治体ポイントの管理

地域で使う



- ・地域の商店
- ・公共施設（博物館・文学館）
- ・公共交通

等

オンラインで使う



- ・地域の産品を扱うショッピングサイト
- ・地域の事業へのクラウドファンディング等

2 ポイントを活用した自治体の事業をより簡単に導入！

地域の活動にポイントを導入することにより、住民が積極的に参加するインセンティブに

地域の活動参加でポイント獲得



- ・健康ポイント（老人会でのラジオ体操等）
- ・町会活動、ボランティア活動等

3 民間資金を地域の活動や経済活性化に誘導！

民間企業のポイントやマイルを自治体ポイントに交換し、地域活動の資金や地域の経済活性化に活用

各社のホームページ等でポイント交換

《協力企業》

クレジットカード

三菱UFJニコス、三井住友カード、JCB、クレディセゾン、UCカード、リコ

航空

日本航空、全日本空輸

流通

青山キバ°外、ローソン

銀行

りそなカード、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、大垣共立銀行、ゆうちょ銀行

通信・電力等

NTTドコモ、中部電力、関西電力、サイエンス

（20社（平成31年3月1日現在））

○マイタク(でまんど相乗りタクシー)のマイナンバーカードの活用

平成28年より導入しているマイタク※の利便性向上のため、マイナンバーカードを活用した利用者登録を行っている(平成29年度～)

※マイタク:高齢者など移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度。利用登録を行うことで利用者へ利用登録書と利用券が発行され、タクシー利用時に提示することで運賃補助を受けることができる。

○マイタク利用のフロー

(1)マイタク申請者のマイナンバーカードの空き領域にカードAPを書き込み(市役所・支所の窓口)

※条例制定以降に交付されるマイナンバーカードには、交付前に事前にカードAPを書き込み

(2)マイタクの利用登録(市役所・支所の窓口)

※カードAPの書き込みがない申請者には、(1)と(2)を同時に実施

(3)タクシー内に設置している端末にマイナンバーカードをかざして利用
自動で割引料金を計算

(4)端末から運行データをマイタクサーバーにアップデート、データ確定処理等を行い、
利用明細書を作成

(5)マイタクサーバーの精算データを利用し、精算手続きを実施

○マイナンバーカードによる電子化・自動化により以下の効果が得られる

- 利用登録証、利用券がマイナンバーカード1枚に
- 利用登録から即日利用可能
(現行では、利用登録や利用券等の発送に2週間必要)
- 利用料金の計算、利用条件の確認等を自動化
- 運行履歴データの作成や割引条件の変更も自動対応



取組状況等

オンライン資格確認システムの構築(①②)

- 令和3年3月からの利用開始を目指し、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金、各保険者において、システム整備・改修を実施中
- 令和2年夏頃から、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストを実施予定
- 令和2年秋頃から順次、保険者から支払基金のシステムに医療保険資格情報を登録予定

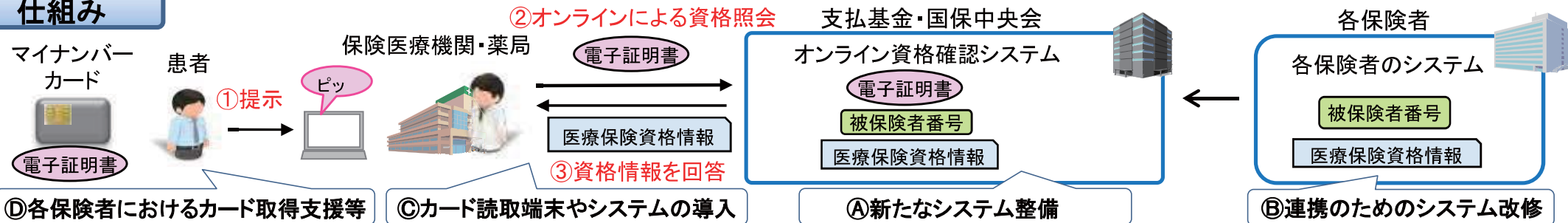
保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカード読取端末やシステムの導入(③)

- 10月に、厚生労働省から、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの読取端末やシステムの導入について、技術解説書を公表
- 令和2年1月頃に、医療情報化支援基金を活用した保険医療機関・薬局への支援手続について周知し、夏頃から順次、端末等の導入を進める
(※医療情報化支援基金／令和元年度予算:300億円 令和2年度予算概算要求:300億円(前年度同額を事項要求))

各保険者におけるマイナンバーカードの取得支援等(④)

- 9月に、厚生労働省から、都道府県知事・全保険者に対し、以下を依頼する局長通知を发出
 - ①市町村や事業主と協力し取得促進に積極的に取り組む ②市町村の出張申請方式を積極的に検討 ③国の広報素材を活用しつつ周知広報を実施
- 各保険者において、被保険者等へのカード取得支援等を実施
 - ・国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、広報や交付申請書の配布により、加入者のカード取得を支援
 - ・市町村国保と後期高齢者医療制度では、市町村のマイナンバー担当部局と連携し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報を実施 / 令和2年度からは、交付申請書を配布し、未取得者へのカード取得支援も実施予定

仕組み



メリット

1 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越してもカードで受診できる。



2 医療保険の資格確認がスピーディに

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができる。



3 窓口への書類の持参が不要に

高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になる。



4 健康管理や医療の質が向上

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになる。また、患者の同意のもと、医師が薬剤情報や特定検診情報を、薬剤師が薬剤情報を、確認できるようになる。

5 医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金が減少する。

6 医療費控除も便利に

マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、領収書がなくても確定申告書に自動入力されるようになる。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）概要

○ 健康保険法等の一部改正（令和元年法律第9号）

- ・被保険者番号を個人単位にするとともに、医療機関等で療養の給付を受ける際、被保険者がマイナンバーカードにより資格確認することを原則とすることが、健康保険法改正（2019年5月成立）で規定された。2021年3月に導入予定。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

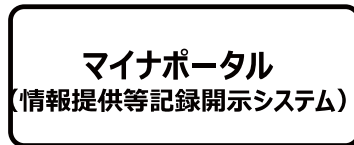
- ・「マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。」

I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変

①マイナポータルにアクセス

②オンライン資格確認の利用に同意



③自己情報表示で
被保険者番号を要求

情報提供NWS

総務省

④被保険者番号を要求

医療保険者
中間サーバー

⑤被保険者番号を提供

⑥被保険者番号を取得

加入者

※PIN（暗証番号）あり
（一定の要件の下にPINなしとすることも検討中）

II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）

マイナンバーカード※ ※PIN（暗証番号）なし

i 医療機関等に提示

保険医療機関



ii 資格情報※を照会
(利用者証明用電子証明書or被保険者番号)

iii 資格情報※を取得

支払基金・国保中央会（国保連）

オンライン資格確認等
システム

※資格情報：氏名、生年月日、性別、保険者名、負担割合、
資格取得・喪失日 等

加入者

健康保険証